

AI と著作権

弁理士・弁護士 金本 恵子

1 はじめに

昨今、生成AIの創作活動への利用の増加に伴い、生成AIを利用する際の著作権侵害の問題が議論されてきています。著作権者側からは、生成AIのデータ学習・生成等による著作権侵害についての懸念が示されており、AI開発事業者や生成AI利用者からは、意図しない著作権の侵害の発生やそれによるAI開発の萎縮について懸念が示されています。

そんな中で、令和6年3月14日に、AIと著作権の関係について文化審議会著作権分科会法制度小委員会がとりまとめた「AIと著作権に関する考え方について」¹（以下、「本考え方」といいます。）が公表されましたので、内容を簡単にご紹介します。

2 本考え方の内容

開発・学習段階及び生成利用段階

本考え方は、生成AI²との関係で著作物が利用される場面を、開発・学習段階及び生成・利用段階の2つの段階に分けて議論しています。

<開発・学習段階>

学習用データを収集し学習用データセットを作成する「開発段階」と、学習用データセットを学習に利用して学習済みモデル(AI)を開発する「学習段階」で著作物を利用する場合は、権利制限規定である著作権法第30条の4に該当し、原則として著作権者の許諾なく利用可能です。

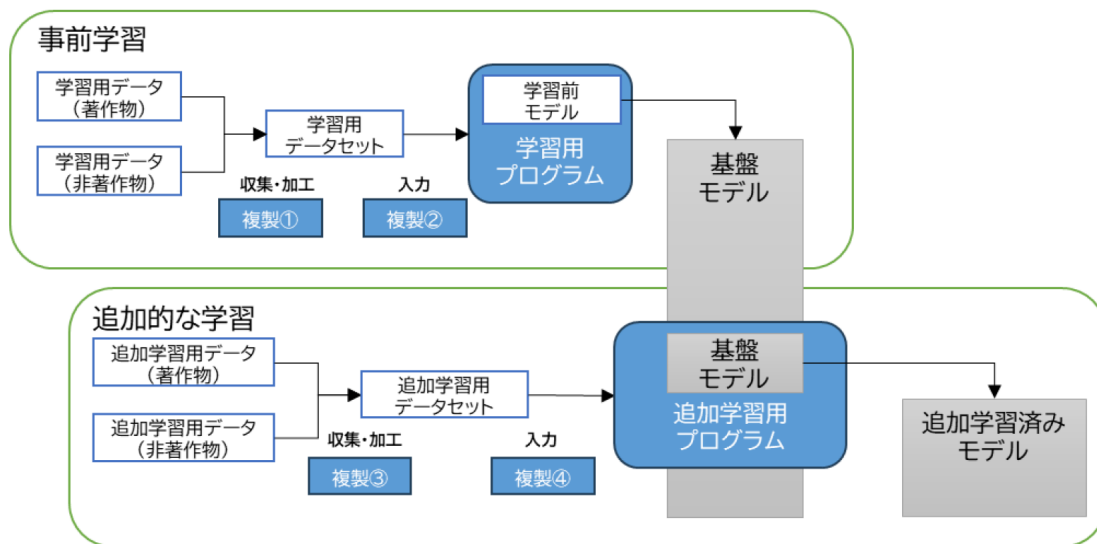


図2 事前学習・追加的な学習に伴う著作物の利用行為
(本小委員会第1回・資料3をもとに作成)

* 「AIと著作権に関する考え方について」18頁より引用

¹https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_07/pdf/94024201_01.pdf

² 本考え方においては、人間の自然言語や画像などによる指示

を受け、文章や画像等の様々なコンテンツを生成するAIを生成AIと呼んでいます（「本考え方」11頁3.(1)ア、脚注14等）。

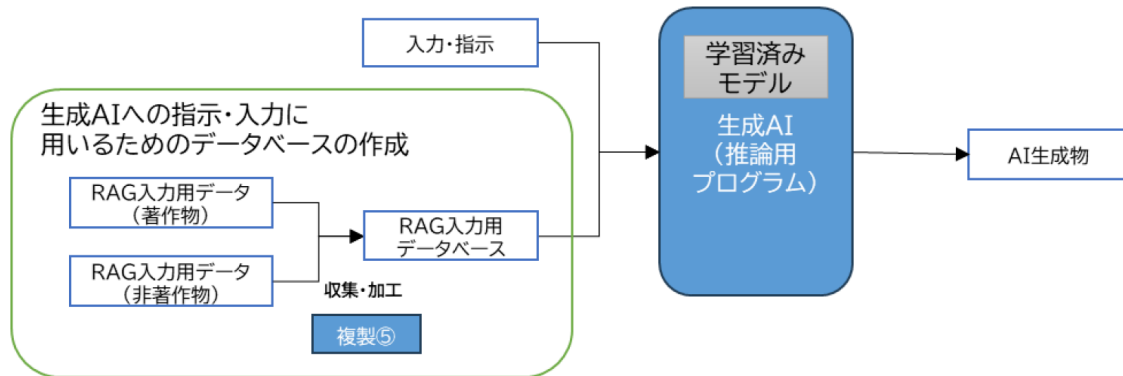


図3 生成 AI への指示・入力に用いるためのデータベースの作成に伴う著作物の利用行為

* 「AI と著作権に関する考え方について」19 頁より引用

具体的には、開発・学習段階では、上記の図2、3のような場面で著作物の利用行為が生じることが想定されます（18－19頁）。

- ・ AI 学習用データセット構築のための学習データの収集・加工（図2・複製①・③）
- ・ 基盤モデル作成に向けた事前学習（図2・複製②）
- ・ 既存の学習済みモデルに対する追加的な学習（図2・複製④）
- ・ 検索拡張生成（RAG）等において、生成AIへの指示・入力に用いるためのデータベースの作成（図3・複製⑤）

これらの利用行為において、著作物を情報解析の用に供する場合は、権利制限規定である著作権法第30条の4³の「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当しますから、原則として著作権者の許諾なく利用可能です。

ただし、非享受目的と享受目的が併存する場合や

著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、同規定の適用を受けられず許諾が必要となります。

「非享受目的と享受目的が併存する場合」の例としては、上記図2の複製③・④に関して、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部または一部を出力させることを目的とした追加的な学習を行うために、著作物の複製を行う場合等が示されています（20頁）。

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の例としては、大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為等が示されています（24頁）。

<生成・利用段階>

生成AIにより生成物を出し、その生成物を利用する「生成・利用段階」では、生成物の生成行為（著作権法における複製等）と、生成物のインターネットを介した送信などの利用行為（著作権法における複

³ 第30条の4

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

製、公衆送信等)について、既存の著作物の著作権侵害となる可能性があります。

これについては、人間がA Iを使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に、既存の著作物との「類似性」及び「依拠性」から判断され、類似性及び依拠性の両方が認められる場合は、権利者から利用許諾を得るかまたは権利制限規定が適用されない限り、著作権侵害となります。

類似性については、人間がA Iを使わずに創作したものと同様に、既存の著作物の表現上の本質的な特徴が感得できるかどうか等により判断されるものと考えられます(32-33頁)。

「依拠」とは、既存の著作物に接して、それを自己の作品の中に用いることをいうとされています。そして、人間がA Iを使わずに創作した著作物についての裁判例では、後発の作品の制作者が作品制作時に既存の著作物の表現内容を知っていたか、後発の作品と既存の著作物との同一性の程度、後発の作品の制作経緯等を総合的に考慮して、依拠性が判断されています。

しかし、生成A Iの場合は、人間がA Iを使わずに創作した場合と異なり、生成A Iの利用者が、生成A Iの開発のために利用された著作物を認識していなくてもかかわらず、当該著作物に類似したものが生成される場合も想定されます。そうした場合には、以下のように述べられています(33-35頁)。

- ・A I利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識していなかったが、当該生成A Iの開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合には、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成A Iを利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、A I利用者による著作権侵害になりうると考えられる。

ただし、A I利用者が侵害の行為に係る著作物等を認識していなかったなどの事情により、著作権侵害についての故意又は過失が認められ

ない場合は、著作権侵害が認められたとしても、受け得る措置は、差止請求に留まり、刑事罰や損害賠償請求の対象となることはないと考えられる。その場合でも、不当利得返還請求として、著作物の使用料相当額の返還が認められることはあり得る。

- ・A I利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識しておらず、かつ、当該生成の開発・学習段階で、当該著作物を学習していなかった場合は、当該生成A Iを利用し、当該著作物に類似した生成物が生成されたとしても、偶然の一致に過ぎないものとして、依拠性は認められず、著作権侵害は成立しないと考えられる。

A I生成物の著作物性

著作権法上、「著作物」は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」(著作権法第2条第1項第1号)と定義されており、A I生成物がこれに該当すれば著作物といえます。そのためには、人が思想感情を創作的に表現するための道具としてA Iを使用したものと認められる必要がありますが、この点については、人の創作意図があるか、人が創作的寄与と認められる行為を行ったかで判断されます。

A I生成物に著作物性が認められる場合は、当該A Iを利用して著作物を創作した人が当該A I生成物(著作物)の著作者となります(「本考え方」39-40頁、「令和5年度著作権セミナー『A Iと著作権』」⁴スライド56-60)。

生成指示のための生成A Iへの著作物の入力

生成A Iに生成の指示をする際に、画像等を著作権者の許諾を得ることなく生成A Iに入力しても、通常は、権利制限規定である著作権法第30条の4が適用され、著作権侵害とはならないと考えられます。

⁴ 令和5年6月、文化庁著作権課、

ただし、入力に用いた既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的で当該著作物を入力する行為は、生成AIによる情報解析に用いる目的の他、入力した著作物に表現された思想又は感情を享受する目的も併存すると考えられるため、第30条の4は適用されないと考えられます（37-38頁）。

3 各国の状況

米国では公共の利益に資する公正な利用といえる場合⁵は、著作物を著作権者の許諾なしで利用することができます（フェアユースの法理）。そのため、フェアユースの法理に依拠して、膨大な量の著作物が生成AIの学習に利用されてきましたが、昨年12月に、ニューヨーク・タイムズがAI開発会社であるオープンAIを著作権侵害で提訴する等、フェアユース該当性が争われるケースが出てきており、裁判所がどのように判断するか注目されています。

欧州議会は、本年3月13日に、世界初となる包括的AI規制法案であるArtificial Intelligence Actを可決しました⁶。同法案は、AIのリスクに応じて規制のレベルを4つに分けており、汎用目的型AI

（general-purpose AI:GPAI）システムとそのベースとなるGPAIモデルに一定の透明性要件が課されています。

中国では、本年2月8日、画像生成AIにより生成された画像について生成AIサービスの提供事業者による著作権侵害を認める中国初の判決が下されています⁷。

4 最後に

本考え方に法的効力はありませんが、「関係する当事者が、生成AIとの関係における著作物等の利用に関する法的リスクを自ら把握し、また、生成AIとの関係で著作権等の権利の実現を自ら図るうえで参照されるべきものとして」示されたものです。

したがって、生成AIによる著作権侵害についての判例及び判決例が乏しい現状においては、実務的には、本考え方を参考にして、生成AIの利用に関する法的リスク等を判断することになると思われます。



KSI パートナース法律特許事務所

T150-0021

東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル6階

TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp

⁵ 米国著作権法第107条に規定の4要素等を考慮して判断されます。

⁶ "Artificial Intelligence Act: MEPs adopt landmark law" (Press release, European Parliament, <https://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/2024/3/p>)

[ress_release/20240308IPR19015/20240308IPR19015_en.pdf](https://www.korosekai.com/press_release/20240308IPR19015/20240308IPR19015_en.pdf))
⁷ 浅井敏雄、「中国：AI生成画像の著作権侵害を認めた初の判決～その概要と文化庁『考え方』との比較～」(企業法務ナビ、<https://www.corporate-legal.jp/matomes/5645>)